

「ウェブページ」著作権侵害等損害賠償請求事件：大阪地裁平成28(ワ)7393・平成29年3月21日（21民部）判決＜一部認容＞

【キーワード】

ウェブページ掲載内容の名誉棄損と逸失利益（不法行為）、類似のドメインネーム使用の不正競争（不競法2条1項13号）、弁護士費用

【主 文】

- 1 被告は、原告に対し、65万円及びこれに対する平成28年8月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを50分し、その3を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り仮に執行することができる。

【事案の概要】

本件は、「アクシスフォーマー」という名称の健康器具を販売している原告（共和ゴム株式会社）が、その開設するウェブサイトで、原告の上記製品についてのコメント等を掲載している被告P1に対し、下記請求をした事案である。

記

① 被告がその開設するウェブサイト下のウェブページに掲載している記載内容が、原告製品ひいては原告の信用を棄損するもので、名誉棄損の不法行為を構成することを理由とする不法行為に基づく700万円（名誉棄損による無形損害500万円、営業上の逸失利益200万円）の損害賠償請求

② 被告がその開設するウェブサイトには、原告の特定商品等表示と類似するドメイン名を使用していることが、不正競争防止法2条1項13号（平成27年法律第54号による法改正前の12号。以下、単に「13号」という。）の不正競争に該当することを理由とする使用料相当額の50万円の損害賠償請求

③ 被告がその開設するウェブサイト下のウェブページに、原告の著作物を掲載していることが、著作権（複製権、公衆送信権）侵害であることを理由とする利用料相当額の50万円の損害賠償請求

④ 原告が、被告を特定するためにインターネット業者に対して発信者情報開示請求訴訟の提起を余儀なくされたことによる弁護士費用相当額100万円の損害賠償請求

⑤ 原告が、本件訴訟の提起及び追行のために要した弁護士費用相当額100万円の損害賠償請求

⑥ 上記①ないし⑤の損害額合計1000万円に対する不法行為後の日である平成28年8月4日（訴状送達日の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金請求

1 前提事実（当事者間に争いがなく、後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められることができる事実）

(1) 当事者

ア 原告は、工業用ゴム製品、各種パッキン、スポンジ、合成樹脂成形加工品の製造販売等を業とする株式会社である。

イ 被告は、「xn--cckor6ak2ooc9mb.com」及び「アクシスフォーマー.com」のドメイン名（以下両者を併せて、「本件ドメイン名」という。なお、後者の日本語ドメイン名（以下「本件日本語ドメイン名」という。）は、前者のドメイン名がブラウザに実装されているPunycodeによって変換されることによりブラウザのURL欄に表示される。）を取得登録し、さくらインターネット株式会社（以下「訴外会社」という。）とインターネットサービス契約を締結し、遅くとも平成27年3月以降、同社のレンタルサーバーにおいて、不特定多数の者からの求めに応じて、その内容を自動的に送信できる本件ドメイン名のウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）を開設し運営していた者である（甲5）。

(2) 原告の商標権及び原告作成に係るコンテンツ

ア 原告は、別紙商標権目録記載の商標権を有しており、これを商品名とした「アクシスフォーマー」という名称の健康用具（以下「原告製品」といい、その製品名を「原告製品名」という。）を製造販売している（甲1の1、甲1の2）。

イ 原告は、原告製品の販売に関連して、「Axis Former ロングタイプ ソフトロングタイプ」と題する取扱説明書（甲2、以下「原告説明書」ということがある。）、ショッピングモール「楽天市場」内に開設されたネットショップのウェブページ（甲3の1ないし3）及び原告のホームページ（甲4）中に表示されている各コンテンツ（以下、これらを「原告コンテンツ」という。）を、それぞれ作成した（甲2ないし甲4）。

(3) 本件ウェブページの記載（甲5）

被告は、本件ウェブサイト下のウェブページ（以下「本件ウェブページ」という。）に、別紙対比表1、2の被告侵害部分欄記載のとおり、同対比表左欄に記載した原告コンテンツをそのまま撮影した映像やキャプチャーした画像を掲載していたほか、次のとおりの箇所に原告製品について以下の記載（以下、これらを順に「本件記載①」、「本件記載②」といい、これらをまとめて「本件記載」ということがある。）を掲載していた。

ア トップページ

「アクシスフォーマー」のトップページには、以下の記載（本件記載①）が掲載されていた。

「他社メーカーの本格健康アイテムを自社の名前で売り出しているだけなので驚きの低価格を実現。規格は同等でも、製造クオリティが非常に低い商品です。（詳細は最新情報をcheck!）」（「非常に低い商品」が太字

で強調されている。)

イ 「アクシスフォーマー／アクシスフォーマー ハーフ」のページ

同ページ中の「アクシスフォーマーハーフ（ロングタイプ）の販売開始は」の項には、以下の記載（本件記載②）が掲載されていた。

「更に、この下図の過去キャッシュから切り抜いてきたキャブチャーですが、在庫処分品と明記するどころか、「有名メーカーと同じ素材で驚きの価格を実現」という表記は、意図的に在庫処分品を自社製品かのように錯覚させる表記であり、消費者庁が指導を行なわなかったことにも疑問を感じるところです。」

ウ 「アクシスフォーマー／アクシスフォーマー ハーフ」のページ中

同ページ中の「アクシスフォーマーハーフのページで指摘する理由」の項には、以下の記載（本件記載③）が掲載されていた。

「商標権の侵害から芋づる式に消費者庁入電等のリスクを回避できたのですから、私の調査もお役に立った訳です。逆に共和ゴムさんより先にアクシスフォーマーハーフなどのヒントに繋がったと思われるメーカー側がこのページを見つけると、同社はピンチになり、本サイトから出品しているオークションも大ピンチになる訳ですから、どうぞメーカーさんは見つけてもオークションが終わるまで見てみない振りをしてください。」

エ 「アクシスフォーマー 使い方」のページ

同ページに引用し掲載されている原告製品の「ご使用上の注意」の4項目目に記載された「多少の変形は使用上問題ありません。」との説明について、以下の記載（本件記載④）が掲載されていた。

「4項目目の使い方注意事項に関して私感を述べさせて頂いておりますが、「多少の変形」ということは、目視もしくは触って分かる範囲の変形だと思います。それほどの変形が起こっているということは、背骨の矯正や体感トレーニングに用いるエクササイズ器具としては買替え時期だと述べるのが全うではないかと思えます。その記述をセールスだと受け止めるのか、適切な記述と受け止めるかは使用者の問題ですが、製造元が「変形は問題ない」と言い切ってしまうのはどうかと思えます。」

オ 「アクシスフォーマー 使い方」のページ

同ページに引用し掲載されているに原告製品の「禁忌事項」について、以下の記載（本件記載⑤）が掲載されていた。

「禁忌事項の冒頭にある「こんな場合はひとりでエクササイズを行なわないでください」ですが、挙げられていることほとんどは、「ひとりでエクササイズを行なわない」どころか、使用を中止しなくてはならない状態だと感じます。この開発者は本当に身体のことを正しく学んでいるのか疑わしい限りです。」

カ 「アクシスフォーマー 使い方」のページ

同ページには、原告説明書3頁の「アクシスフォーマー 『A x i s F

ormer』とは、体軸（Body Axis）を整え、形成する、というコンセプトから生まれたセルフコンディショニングツールです。」との説明が引用された上、これについての以下の記載（本件記載⑥）が掲載されていた。

「アクシスフォーマーが“体軸を整えるというコンセプトから生まれた”とありますが、アクシスフォーマーの製造販売元である共和ゴム株式会社は、アクシスフォーマーという商品を販売する以前は、アクシスフォーマーの前身に当たる本家製品のOEM製造工場でした。

この本家製品というのは、スポーツ及び健康産業に従事する企業が、この会社の代表の先輩に当たる方で海外でも活躍する一流トレーナーの方が海外で使用されていた、「フォームローラー」を日本人の身体の特徴に合わせ再開発された商品ですので、アクシスフォーマーが『何かしら身体を整えるためのコンセプトを基に生まれた』という表記は適切でないと考えられますし、それら自社開発を裏付ける記載は共和ゴム株式会社の公式サイト及び楽天ショップ内には一切見つけることができませんでした。」

キ 「アクシスフォーマーの品質」のページ

同ページの「アクシスフォーマー・ソフトロングタイプ驚きの事実」及びそれに続く「本家同等規格製品は芯材が抜けにくい」との項には、別紙「本件記載⑦」のとおり、原告製品であるアクシスフォーマー・ソフトロングと被告が本家同等規格製品という製品を一部分解した写真を対比できるよう複数掲載され、それにコメント等が記載されていた（以下「本件記載⑦」という。）。

(4) 本件日本語ドメイン名と原告製品名の類似性

本件日本語ドメイン名である「アクシスフォーマー.com」の要部は「アクシスフォーマー」の部分であり、原告製品名と類似している。

(5) 前件訴訟

原告は、本件ウェブサイトの開設者を知るため、訴外会社に対して発信者の情報開示を求めて、当裁判所に特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）に基づき、発信者情報開示請求訴訟(当庁平成27年(ワ)第7540号、以下「前件訴訟」という。)を提起した。訴外会社は、平成28年1月21日、発信者情報を開示するよう命じられる判決（以下「前件判決」という。）を言い渡され、本件ウェブサイトの開設者である被告の氏名及び住所を原告に開示した（甲8，甲9）。

【判 断】

1 争点1（本件ウェブページによる名誉棄損の成否）について

本件ウェブページに掲載されている本件記載は、原告製品は他社製品の模倣品であり、同等規格製品と比較すると、芯材部分が抜けやすく、芯材中央が凹

んでいるなどの欠陥を有する粗悪品であること、原告は、原告製品に買替えが必要な程度の変形が生じているにもかかわらず、その説明をせずに問題がないと言い切るなど、身体メカニズムや健康器具について必要な知識も有しない者であり、消費者庁の指導を受けてしかるべき者であるなどと指摘するものである。特に、「製造クオリティが非常に低い商品です。」（本件記載①）、
「消費者庁が指導を行わなかったことにも疑問を感じるどころです」（本件記載②）、「挙げられていることほとんどは、「ひとりでエクササイズを行わない」どころか、使用を中止しなくてはならない状態だと感じます。この開発者は本当に身体のことを正しく学んでいるのか疑わしい限りです。」（本件記載⑤）等の記載部分もあるから、本件ウェブサイトアクセスして本件記載に接した一般の需要者は、原告製品は粗悪品であって信用できず、ひいてはその製造者である原告も信用できない企業であると認識するものと認められる。

したがって、本件ウェブページの記載が原告の社会的評価を低下させ信用を棄損することは明らかであるから、本件ウェブページに本件記載を掲載した被告の行為は、原告の名誉を毀損する行為というべきである。

2 争点2（名誉棄損の免責事由の有無）について

民事上の不法行為たる名誉棄損については、その行為が公共の利害に関する事実に係り、専ら公益を図る目的に出た場合には、摘示された事実が真実であることが証明されたときは、その行為には違法性がなく、不法行為は成立しないものと解するのが相当である。また、摘示された事実が真実であることが証明されなくても、その行為者において、当該事実を真実と信ずるについて相当の理由があるときには、その行為には故意又は過失がなく、不法行為は成立しないものと解するのが相当である。

以上により本件についてみると、原告の具体的な事業規模及び社会的な影響力等は不明であるが、その販売に係る製品が健康用品であるから、原告製品の品質等に関する本件記載は、消費者の健康や安全に密接に関連するものであるということができ、したがって、本件記載は、公共の利害に関する事実に係るものといえることができる。

しかし、本件記載の内容は、単に原告製品の品質等に関する事実や疑問点を摘示するのみならず、「製造クオリティが非常に低い」、「消費者庁が指導を行わなかったことにも疑問を感じるどころです」、「本当に身体のことを正しく学んでいるのか疑わしい限りです」など、原告ないし原告製品に対する批評の程度を超えて誹謗に当たる表現が用いられている一方で、原告製品の具体的問題点及びそれが使用者の身体に及ぼす具体的影響等、本来、消費者に伝えるべきはずの事項について言及した部分は、少なくともこれら表現を含む本件記載の周辺には見当たらないものである。そして、このような原告製品についての否定的評価についての記載内容が真実であることの立証はなく、またこれを真実であると信ずることにつき相当の理由があるというべき事情も認められるわけではない。

これらの事情からすると、被告が本件記載を本件ウェブページに掲載したことが、専ら公益を図る目的によるものであると認めることはできないというべきである。

なお、被告は、大量の原告製品を販売する必要が生じたところ、売主としての説明責任を果たすべく、本件記載のようなコメントを付したなどと主張するが、これら記載に係る事実が真実又は真実と信じることにつき相当の理由あるものと認めることができない以上、これを売主がすべき商品説明として正当な行為であるということとはできない。

したがって、被告の主張を踏まえても、被告が本件記載を本件ウェブページに掲載した行為について不法行為の成立は妨げられない。

3 争点3（被告の行為が著作権（複製権，公衆送信権）侵害に該当するか） について

(1) 別紙対比表1，2の「被告侵害部分」で特定された原告コンテンツの各記載は、その内容や記載の順序，文体等に照らし，原告の個性が表出されているものと認められるから，これらはいずれも原告の思想又は感情を創作的に表現したものとして著作権法上の著作物であるということができ，したがって原告は，その作成者としてその著作権（複製権，公衆送信権）を有するものと認められる。

そして，別紙対比表1，2記載のとおり，被告は，原告コンテンツをそのまま自らの本件ウェブページに転載したものであり，不特定多数の者が本件ウェブサイトにアクセスして本件ウェブページを自由に閲覧することができるものであることからすると，被告は，原告の複製権及び公衆送信権を侵害したものであるべきである。

(2) 被告は，これら記載の掲載行為は著作権法32条1項の「引用」に該当する旨主張する。

しかし，被告が引用した原告コンテンツの一部の傍らには，本件記載のようなコメントが付されているのであって，既に説示したとおり，これらコメントを付す行為は，原告製品ひいては原告を批評するという公益を図る目的でされたものとは認められず，むしろ原告製品ひいては原告の信用を毀損する目的でされた違法な行為というべきものであり，また売主の説明責任を果たすための正当な行為と認めることもできないことからすれば，その引用が「公正な慣行に合致するもの」とも「引用の目的上正当な範囲内で行なわれる」ものともいうことはできない。

したがって，被告による原告コンテンツの掲載行為を，著作権法32条1項の「引用」として適法と認めることはできない。

なお，被告は，原告コンテンツはそれ自体経済的価値を有するものとして市場で取引されるものではないなどと主張するが，その指摘はそうであるとしても，これをもって「引用の目的上正当な範囲内で行なわれ」たということとはできない。

4 争点4（本件日本語ドメイン名を使用する行為が不正競争防止法2条1項13号の不正競争に該当するか否か。）について

(1) 前提事実記載のとおり、本件日本語ドメイン名は、原告の特定商品等表示と類似のドメイン名である。

(2) 原告製品の購入を検討しようとする需要者がインターネットを利用する場合、原告製品名である「アクシスフォーマー」を検索ワードとして、グーグル等の検索エンジンを利用して検索するのが一般的と考えられるが、本件ウェブサイトは、本件日本語ドメイン名に「アクシスフォーマー」を含むものであるから、本件ウェブサイトは検索結果として上位になり、またそのドメイン名から目的とする検索サイトであると理解されるため、アクシスフォーマーという原告製品名を手掛かりとしてインターネット検索をした一般的な需要者は、必然的に本件ウェブサイトに誘導されるものと考えられる。

そして、一旦、本件ウェブサイトにアクセスした場合、その需要者は、本件ウェブサイトが目的とした原告製品を販売商品として取り扱うサイトであるので、その内容に注目して閲覧することになるが、本件ウェブページの記載内容は、前記のとおり、一般的な商品取扱いサイトのように取扱商品の優秀性を謳うものではなく、むしろ原告製品が問題のある商品というものであり、それだけでなく、それを製造販売する原告にも問題があるようにいうものである。

すなわち、本件ウェブサイトでは、原告製品に興味を持ち、その購入を検討しようとしてインターネットを利用してアクセスしてきた需要者に対し、本件ウェブページの随所において、原告製品の信用を棄損して需要者の購入意欲を損なわせるような内容の記載をしているのであり、また、その記載は、併せて製造者としての原告の信用を棄損するような内容のものである。

これらのことからすると、本件ウェブサイト自体が、原告に損害を加える目的で開設されたサイトであるといわざるを得ないものというべきである。

(3) したがって、本件ウェブサイトの開設者である被告は、原告に損害を加える目的で、原告の特定商品等表示である原告製品名と類似の本件日本語ドメイン名を使用したものというべきであり、これは不正競争防止法2条1項13号の不正競争に該当する。

5 争点5（損害）について

(1) 本件記載を本件ウェブページに掲載したことによる損害額について

前記認定のとおり、被告は、原告に損害を加える目的で本件ウェブページに原告製品ひいては原告の信用を棄損する内容を含む本件記載を掲載していたものであり、このような被告の行為によって、原告は、原告製品の一般需要者に与える印象を害されるだけでなく、一般需要者に誤った企業イメージを持たれるなど信用を棄損されたのであるから、被告は損害発生について故意があったものとして、これにより原告が受けた損害を賠償する責任を負うべきである。

しかし、本件において、原告製品の販売規模等のみならず原告の事業規模等についての的確な立証はなく、また、原告は3社との取引が中止されたと主張す

るものの取引先との関係において具体的に何らかの影響を受けたことの立証もないことからすると、被告の上記行為により生じた原告の損害は、名誉棄損による無形損害の損害額として50万円の限度で認めるのが相当である。

(2) 本件日本語ドメイン名の使用料相当額について

被告は、原告の特定商品等表示と類似のドメイン名の使用したのであるから、これにより原告が受けた損害について故意の損害賠償責任を負うべきところ、その使用料相当額については、本件に現れた事情を斟酌し、3万円の限度で認定するのが相当である。

(3) 原告コンテンツの著作権侵害による利用許諾相当額について

被告は、原告コンテンツについて原告の有する著作権を故意に侵害したのであるから、これにより原告が受けた損害について故意の損害賠償責任を負うべきところ、原告コンテンツに係る著作権の行使につき受けるべき金銭の額は、本件に現れた事情を斟酌し、3万円の限度で認定するのが相当である。

(4) 前件訴訟の弁護士費用相当の損害額について

原告が前件訴訟の提起を余儀なくされたのは、プロバイダ責任制限法所定の要件が満たされているにもかかわらず、訴外会社が原告からの発信者情報開示請求に応じなかったことが直接的な原因であるといえる。

しかし、原告が前件訴訟の提起を余儀なくされたのは、被告に対する損害賠償請求をするための調査の一環であって、被告の不法行為と因果関係があり、また訴外会社が、上記の対応をしたことについては、被告が訴外会社に対して開示を不同意としたことが寄与していると認められるから、原告が前件訴訟の訴訟提起及び追行に要した弁護士費用相当の損害として認められるべき額5万円の8割については、被告の不法行為と因果関係のある損害と認めるべきである。

したがって、原告主張に係る上記損害の額については、5万円の8割である4万円の限度で認めるのが相当である。

(5) 本件訴訟の弁護士費用相当の損害額について

本件事案に鑑み、被告の上記認定に係る不法行為と相当因果関係のある弁護士費用相当額は、5万円と認めるのが相当である。

6 以上によれば、原告の請求は、被告に対して65万円の損害及びこれに対する不法行為の後の日である平成28年8月4日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求する限度で理由があるからその限度で認容することとし、その余は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条、64条本文を、仮執行宣言につき同法259条1項をそれぞれ適用して主文のとおり判決する。

【論 評】

1. 「ウェブページ」の内容にもいろいろな態様のものがあるところ、本件は商品の取引関係のある当事者が争った事件であることからここで取り上げること

にしたが、この前には原告が訴外会社に対して提起したウェブサイトの開設者を知るための発信者情報開示請求訴訟の判決があり、それによって被告の氏名と住所が原告に開示されたのである。

2. そこで本件は、第1に、被告のウェブページによる原告製品に対する評価は、原告の社会的評価を低下させて信用を棄損することが明らかな原告の名誉を毀損する行為となると判示したのである。

第2に、民事上の不法行為となる名誉毀損は、行為が公共の利害に関する事案で、専ら交易を図る目的に出た場合は、適示された事実が真実であることが証明されなくても、行為者において真実と信ずることについて相当の理由があるときは、その行為には故意又は過失がなく、不法行為は成立しないと解するのが相当であると説示したのである。すると、原告製品は健康用品であるから、その品質に関する本件記載は、公共の利害に関する事実に係るものであり、批評の程度を超えて誹謗に当たる表現が用いられていたり、原告製品について否定的評価についての記載内容が真実であるとの立証はなく、またこれを真実であると信じることに、相当の理由があるというべき事情は認められないから、被告が本件記載を本件ウェブページに掲載したことが、専ら公益を図る目的によるものであるとは認められないと認定したのである。

そうすると、被告による本件ウェブページに掲載行為に対しては不法行為が成立する、と判示したのである。

3. 第3に、被告の原告コンテンツの掲載行為は、著作権法32条1項にいう「引用」に該当するとの被告の主張に対して、それは「引用の目的上妥当な範囲内で行われた」ということはできない、と判示したのである。

4. 第4に、本件日本語ドメインネームを使用する行為は、不競法2条1項13号の不正競争に該当するか否かについては、原告の特定商品等表示と類似のドメインネームであり、本件ウェブサイトは、原告製品に興味を持ち、ネットでアクセスして来た需要者に対し、原告製品の信用を毀損して需要者の購入意欲を損なわせ、原告の信用を棄損するような内容のものであるから、原告に損害を加える目的で開設されたサイトである、と認定したのである。

そうすると、本件ウェブサイトの開設者である被告は、原告に損害を加える目的で、原告の特定商品等表示である原告製品名と類似の本件日本語ドメインネームを使用するものであるから、不競法2条1項13号の不正競争に該当すると認定したのであり、妥当な判断であるといえるだろう。

5. ところで、争点の「損害」において、具体的な項目について挙げられている「金額」の算定根拠は不明であるから、第三者には理解することができない。

① 被告による原告に対する名誉毀損による無形の損害額は、50万円の限度

が相当。

- ② 本件日本語ドメインネームの使用料相当額は、3万円の限度が相当。
- ③ 原告コンテンツの著作権侵害による利用許諾相当額は、3万円の限度が相当。
- ④ 前件訴訟の弁護士費用の損害額は5万円×80%＝4万円が相当。
- ⑤ 本件訴訟の弁護士費用の損害額は5万円×80%＝4万円が相当。
- ⑥ 原告の請求は、65万円の損害額を限度で認容された。

判決文を読む限り、①②③の算定の根拠となるべき理由と具体的金額については、特に開示されていないし、証明もされていない。④⑤の弁護士費用についても同様であるが、これは勝訴側の代理人に支払われるだけで、敗訴側の代理人には1円も支払われないのである。

本件において勝訴した原告は、被告から入手することになる65万円の中から、前記4万円＋4万円＝8万円だけの成功報酬を受けて終わることはないだろう。着手金（手数料）の同額位の成功報酬を請求するのが普通だろうから、裁判所が算定するこの金額とは一体何だろうか。

〔牛木 理一〕

(別紙)

〔 商 標 権 目 録 〕

登録番号 第5453396号
登録年月日 平成23年11月25日
指定商品 第28類 運動用具，エクササイズトレーニング用運動用具，ストレッチ運動用具，運動補助用クッション（運動用具），釣り具，スキーワックス，遊園地用機械器具（「業務用テレビゲーム機」を除く。），おもちゃ，人形，遊戯用器具，ビリヤード用具，囲碁用具，歌がるた，将棋用具，さいころ，すごろく，ダイスカップ，ダイヤモンドゲーム，チェス用具，チェッカー用具，手品用具，ドミノ用具，トランプ，花札，マージャン用具

登録商標

アクシスフォーマー
AXISFORMER